

「納税猶予制度」を活用して資金繰り対策を

世界中で猛威を振るう新型コロナをウィルス。その影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえて、法人税・消費税・所得税などほぼすべての国税を対象に、無担保・延滞税なしで最大1年間、納税を猶予する特例制度が創設されました。納税猶予を受けることにより、一時的に手元現金を残し、金融機関から融資を受けるまでのつなぎ資金とすることもできます。

納税猶予の特例は、売上が前年同月比20%以上減少している事業者が対象

納税猶予の特例は、次の①②のいずれも満たす方が対象となります。法人・個人は問いません。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の一定期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同月と比べて概ね20%以上減少していること
- ② 納税を一時にすることが困難であること

※「事業等に係る収入」とは、法人であれば売上高、個人であれば事業売上その他、給与収入・不動産収入のことをいいます。

※収入減少等の要件を満たせば、次のような方も対象となります。

- ・事業所得者（フリーランスを含む）
- ・確定申告をする給与所得者（パート・アルバイトを含む）
- ・白色申告の方



ほぼすべての税目が対象 特例制度は担保なしで延滞税もかからない 遡って利用することも可能

対象となる国税は、令和2年2月1日～令和3年1月31日までに期限が到来する「所得税」「法人税」「消費税」等、ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）です。

上記のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税についても、遡ってこの特例を利用することができます。（関係法令の施行日から2か月以内に限り）

また、既に延滞税のかかる他の納税猶予を受けている場合にも、この特例へ切り替えることによって、初めから延滞税がないものとして受けることができます。既に納付済みの延滞税があれば、その還付を受けることもできます。

納税猶予の適用には申請が必要 中間申告や修正申告分でも猶予を受けられる

納税猶予の特例を利用するには、令和2年6月30日または納期限（申告納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに税務署へ申請する必要があります。

《申請に必要な書類》

- ・納税の猶予申請書（特例猶予用）
- ・収入や現預金の状況が分かる資料（売上帳、現金出納帳、預金通帳のコピーなど）

また、確定申告分だけでなく、中間申告分や修正申告分などでも猶予を受けられます。

猶予期間は、納付忘れ防止の観点からも1年として提出することをお勧めします。

「特例猶予」が適用できない場合でも現行の猶予制度が認められる場合がある

特例猶予が適用できない場合でも、一定の要件を満たせば、延滞税が軽減される換価の猶予等の制度もあります。

法人においては「やむを得ない理由」がある場合、申告・納付期限の個別延長が認められる

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人が期限までに申告・納付ができない「やむを得ない理由」がある場合には、申請することにより期限の個別延長が認められます。

「やむを得ない理由」には、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルスに感染した場合の他、自粛要請による休業や在宅勤務等で決算作業が間に合わない場合などが該当します。

個別延長の場合、「やむを得ない理由」がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることになります。



納税猶予制度等をご検討の場合は、朝日税理士法人へご相談ください。

「納税の猶予制度の特例」等の最新情報は右QRコードから



（文責：小田原事務所 坂井 絵美）